令和６年　第２回　東彼杵町議会定例会会議録

令和６年第２回東彼杵町議会定例会は、令和６年６月５日本町役場議場に招集された。

１　出席議員は次のとおりである。

	２番　児玉　隆行　君
３番　構　浩光　君	４番　吉永　秀俊　君
５番　尾上 庄次郎 君	６番　大石　俊郎　君
７番　口木　俊二　君	８番　浪瀬　真吾　君

２　欠席議員は次のとおりである。

１番　大安　義和　君

３　地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡田 伊一郎 君	教育長	粒﨑　秀人　君
副町長	三根　貞彦　君	会計管理者	工藤　政昭　君
総務課長	髙月 淳一郎 君	産業振興課長	楠本　信宏　君
税財政課長	山下　勝之　君	建設課長	森　英三朗　君
長寿ほけん課長	前平　英利　君	水道課長	岡木　徳人　君
こども健康課長	氏福　達也　君	教育次長	岡田 半二郎 君
町民課長	小林　竹哉　君		

４　書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上　晃　君	主任書記	梶川　美穂　君

５　議事日程は次のとおりである。

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　一般質問

６　散　会

開　　会（午前9時30分）

○議長（浪瀬真吾君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は7名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回東彼杵町議会定例会を開会します。

会議を始めます前にお知らせをします。

1番議員、大安義和君が、傷病のため欠席したいとの届出がありましたので、これを許可しております。併せて、先に通告がありました一般質問も撤回の届出がありましたので、これを許可しております。

また、本定例会も一般質問を動画配信するためカメラによる動画撮影を行います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配付しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、議員派遣結果報告書が大安議員、構議員及び児玉議員から市町村議会議員研修報告書、大安議員から県下町村議会議員研修報告書がそれぞれ提出されておりますが、提出者の報告は省略し配布のみとします。

次に、陳情第1号ガザ地区の即時停戦を求めるよう、政府に意見書の提出を求める陳情は、配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。総務厚生常任委員長、構浩光君。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

皆さん、おはようございます。

まずはじめに、削除をお願いします。

3番目の調査内容及びその結果の第1行目の「町内の」を削除をお願いします。

委員会調査報告書。

本委員会において、所管である総務課、こども健康課に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

記

1　調査事件

　町有財産等の管理状況行政調査

2　調査年月日

　令和6年5月20日

3　調査内容及びその結果

　町有財産等の管理状況行政調査を総務課長、こども健康課長及び関係者立会いのもと実施したので報告します。

（1）親和銀行跡地

親和銀行の建築年度は、昭和53年2月で用地面積972㎡、建物は鉄骨造ストレート瓦葺き平屋建て面積293㎡で46年経過しています。令和3年度購入し、令和5年度から学童保育にこにこはうすが入居予定でありましたが、工事設計を実施した結果、教育施設としては耐震補強工事が必要となり、高額な改修費用がかかるため、入居先の検討を余儀なくされました。通常の店舗等としての利用ができるので公募による活用を検討され、早期に実施されたいとの意見がありました。

また、用地費1250万円、建物550万円で購入されているが、学童保育要件の調査研究が必要ではなかったかとの意見がありました。

(2) 旧実松病院跡地

実松病院の建築年度は、平成3年3月で用地面積959㎡、建物は鉄筋コンクリート造3階建て面積689㎡（1階299㎡、2階295㎡、3階95㎡）で、34年経過しています。令和6年2月購入し、整形外科・小児科等の誘致を計画されているので早期に実施され、隣接する居宅は、住宅として活用されたいとの意見がありました。

(3) 大楠倉庫

令和3年4月関係書類の廃棄処分を含めた整理整頓が実施されてなく改善されたい旨指摘していたが、今回、調査した結果、整理整頓されていた。今後も書類の保存期限の3年保存、5年保存、10年保存、永久保存の区分けを確実に実施されたいとの意見がありました。

(4) 旧千綿小学校跡地

①オルタナティブスクール　にじの木

教育方針「親子の悩みをプラスに変えて生きやすく」として校舎の2階部分の130㎡を使用し、令和6年4月からスタッフ2名、ボランティア8名（自由参加）により運営されている。千綿小学校は、自然に囲まれた施設で通学の便も良いとのことでした。対象者は、幼稚園児から中学2年生で10時から14時30分（月水木金／週）で町外を含めて、1日平均16名の児童生徒が参加されています。児童が自ら体験し、自ら学ぶ、助ける力を学び、また、タブレットのアプリを活用し、遊びながら勉強をしているそうです。

②学童保育わくわくはうす

校舎の1階部分の269㎡を使用されています。開所時間は、平日13時から18時30分、休日は7時30分から18時30分です。支援員は2名、補助支援員1名で運営され、47名が登録されています。平日は、平均30名、土曜日は、平均25名利用されています。小学1年生は、15時に学校に迎えに行き、2年生以上は授業が終わりしだい来ている。以前利用していた改善センターよりも安全面、施設面も利用しやすいそうです。課題としては、校庭で遊ばせてあげたいのですが、広すぎて目が届かないため、体育館を利用しているそうです。

なお、すぐ下の狭い広場の活用が出来ないかとの要望がありました。以上終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。産業建設文教常任委員長、児玉隆行君。

○産業建設文教常任委員長（児玉隆行君）

おはようございます。

それでは報告を行います。

委員会調査報告書。

本委員会において、所管である産業振興課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1　調査事件

トラウトサーモンの陸上養殖について

2　調査年月日

令和 6 年 5 月 20 日

3　調査場所

クラウドナインファーム（中岳郷 1535 番地、龍頭泉いこいの広場跡地）

4　調査内容及びその結果

株式会社NOMURA代表取締役野村一氏から龍頭泉いこいの広場跡地における県内初のトラウトサーモンの陸上養殖事業について説明を受けました。

ローラースケート場跡地に建設された施設は、直径 5mの円形水槽が 4 基設置されており、1 基につき約 300 匹の稚魚が養殖されています。

稚魚の産地や出荷する規定サイズが異なるため養殖期間は 10 か月から 14 か月が必要であり、龍頭泉上流の地下水源から取水した水が使用されています。

また、陸上養殖は海上養殖に比べて環境への負荷が少なく寄生虫等の危険性リスクが軽減されるとされています。

現在は、養殖数が少ないため長崎市内のホテルや大村市内のスーパー等への限定的な出荷となっていますが、安定供給に向けた増設計画があることから、ふるさと納税の返礼品や町内店舗での購入が可能となることで、新たな東彼杵ブランドの特産品として期待できるものでした。

なお、この事業については、支援の必要性があるのではないかとの意見がありました。以上、報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

本日、ここに令和 6 年第 2 回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

今議会におきまして条例の一部改正 2 件、規約の変更 1 件、辺地計画 1 件、損害賠償 1 件、補正予算 3 件、報告 17 件をお願いをいたしております。何卒慎重にご審議の上、適正なる決定を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、配付をいたしております資料の中から主なものをご説明をいたします。

3月24日、第3水陸機動連隊隊旗授与・新編記念式典が竹松駐屯地で行われ、木原防衛大臣も出席をされました。

その中で、緊張する国際情勢を踏まえ、日本国の領土領海の防衛、国民の生命・財産を守り抜く決意を述べられたところでございます。

3月29日、企業誘致可能性調査を土地の所有者や耕作者の方々へ行い、アンケートを取らせていただきましたが、反対意見等もなく、町の趣旨説明にご賛同いただいているところでございます。

4月18日、NEXCO西日本と協定連結式を行い、高速道路上り線の大村湾パーキングのリニューアルに合わせ、そのぎ茶の販売会等も計画をしてまいりたいと思っております。

次に、5月の14日から15日、道路関係の全国大会が開催され、能登半島地震発生後に復旧活動が遅れたのは道路が寸断され被災地への資機材の搬入が困難であったとの報告があり、国道205号も同様であることを踏まえ、ダブルネットワークの必要性を国交省や県選出国会議員の方々へ早期の着工を強く要望いたしたところでございます。

5月17日から5月19日、そのぎ茶市が行われ、来場客の総計が約2万9,000人超でございまして、昨年より約9,000人増となっているところでございます。多くの方々にご来場いただき、大変感謝をいたしているところでございます。

主催していただきました東彼商工会の皆さま方、そしてボランティアとしてご協力いただきました皆様に重ねて感謝を申し上げます。

私は主に特別町民の方やサポーターの方とお話をさせていただきましたが、皆さんが注目していただいているのが日本一のそのぎ茶だそうでございまして、長崎市内の外資系のホテルやJR九州の観光列車ななつ星にも採用されています。話をいたしましたところ、本当に感動されておりまして、更なる知名度の向上に繋げていきたいと思っております。以上で行政報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第1　会議録署名議員の指名

○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番議員、吉永秀俊君、5番議員、尾上庄次郎君を指名します。

日程第2　会期の決定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間に決定しました。

日程第3　一般質問

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、一般質問を行います。

質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁ともに簡潔明解にお願いします。

順番に発言を許可します。はじめに6番議員、大石俊郎君の発言を許します。6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

おはようございます。

まず最初に、通告書文言の一部修正をお願いいたします。

1の（1）項町長は「消防団員の報酬を今までの歴史や伝統」、この伝統の後に文言の追加をお願いします。「及びアンケート結果」、「及びアンケート結果」を字句の挿入をお願いします。に基づき、その次に「これまでどおり分団」、この次に字句の挿入、「を通じて」、「を通じて」の4文字を追加お願いいたします。以上です。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問通告書を読み上げる前に、今回私の一般質問を取り下げるよう、先月23日に議会運営委員長から要請がありました。

取り下げる理由は、消防団に関する質問が今まで5回におよび、今回で6回目になる。多すぎるという理由でございました。議員必携に定められていますが、町の行財政全般にわたる質問は議員の権利であり、回数の定めはありません。したがって、予定どおり質問をさせていただきます。

では、1番目、3月定例会における消防団に関する町長の答弁と補充質問について

(1)町長は「消防団員の報酬を今までの歴史や伝統及びアンケート結果に基づき、これまでどおり分団を通じて支給する」と答弁されました。

町の条例には「団員には団員報酬表により報酬を支給する」と定められています。

これに対し現在の支給方法は、団長他一部の団員を除き、分団に支給されており、団員には渡っておりません。現在のやり方は、町が定めている条例に違反はしていないというお考えなのでしょうか。

(2)3月一般質問終了後に私に提出された令和4年度の消防団活動記録は、消防団員個人毎の活動記録にはなっておりませんでした。

個人毎に掌握しないで、出動手当等の適切な支給ができているとお考えなのでしょうか。個人毎の活動記録が明確に分かるような形に改善されるお考えはありませんか。

大きな2番目、3月定例会における農水産加工施設に関する町長の答弁と補充質問について

(1)町長は「町の補助金等交付規則は地域活性化のため、活動されている自治会や団体等を想定しているものです。今回の補助金は、この要綱（平成 28 年 4 月 1 日施行）の対象外です」と答弁をされました。

株式会社彼杵の荘は、この要綱に定める「団体」に当たらないというお考えなのでしょうか。

(2)株式会社彼杵の荘から補助金交付申請書が町当局に提出されたのが、令和 6 年 2 月 22 日でした。

申請された補助金額は約 2556 万円であり、審査された方は産業振興課長以下職員とのことでありました。

町長は審査を行う方が第三者機関の方ではなく、今後とも役場職員であることが適切であるというお考えなのでしょうか。以上、登壇での質問は以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは大石議員の質問にお答えいたします。

これは、もう先ほど大石議員もおっしゃいましたように前回お答えをいたしております。

そのとおりでございまして、まず 1 点目の消防団に関する質問につきましては、現在の支給方法は分団を通じて経由して団員に支給しております。条例に違反してないと考えております。

次に 2 点目の活動記録の件についてでございますけれども、活動記録は、東彼杵町消防団運営活動費等交付金の実績報告です。

分団運営費、団員確保対策、自主活動などの活動に対して一律 20 万円交付をいたしております。各消防団の団員確保や団活動の活性化・活発化を図るために交付をいたしております。

各分団の庶務班長さんなど分団の運営には大変苦慮されている中で、負担軽減を図るための簡易な様式といたしておりますので、変更する考えはありません。

次に、大きな 2 点目の農水産加工施設についてお答えをいたします。

(1) の団体の件でございますが、3 月議会での答弁は農水産加工施設の補助金は、まちづくり応援補助金には該当しないと回答したものであり、まちづくり応援補助金交付要綱に規定する団体に該当しないと回答したものではございません。

それと、株式会社彼杵の荘から補助金交付申請が町当局に出されたということで、審査されたのが役場だけかということでございましたけれども、これはもうずっと今までも補助金申請があった時は役場の職員が審査して出しているところでございますので、この方向で私の在任期間はいきたいと思っております。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

現在のやり方は町が定めている条例には違反していないということでございました。

しかしですよ、今の現状は団長・副分団長及び分団長、それから団本部に所属している団員の方々には直接口座に支給をされております。あとの多くの消防団員には、町の条例で定めている年額報酬費は、私が調べた範囲ですよ、私が調べた範囲では団員個人には支払われておりません。渡って

はおりません。渡っておるという方は、今まで聞いておりません。

だから、今、町長が言われた分団を経由して支払われているという町長の答弁は、現在の実情と齟齬がというふうに思っております。

町長、この点、消防団員に報酬が分団を経由して本当に渡っているということを確認をされたんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

個別の答えはできませんけれど、個人にですね、支給している分団もあるんですよ、大石議員が調査で捕捉されているだけで。個人に支給されているところもあります。私が申し上げているのは、大石議員がアンケートを取れと言われて、アンケートの数が団員で、団員の方がですよ、それで行きたいと、行くという方向で決まったから、団の運営上、私は団に任せる。個人ごとに実人数で支給をしているということです。だから、団に、団もですね、分団も個人に分配されている所もあるんです。これは、各項目がございまして、個別には言えませんけれど。

だから、私が分団に任せると申しましたのは、アンケートを取れと言われて、実名で取って、郵便投票した結果がそういう形だったからそういう方向で。だから、私も最初は分団にお願いをしまして、団の運営の方法で、自分たちが、他所の町がどうか知りませんが、別に運営費用を補助をされているんですね、他所の町は。

だから、それは自分たちはこの中で運営をするということで、非常にありがたかったと私は思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

あのですね、確かにアンケート結果は分団支給ということを望まれている団員の方が 65%だったです。やはり個人の口座に直接支給してほしいという団員の方は 35%だったですね。

で、ですね、私はこれが、アンケート結果がどうであれ、私はこの条例というのは、町の条例は何に基づいて、町長、できていますかね。この消防団の現在のあれは、条例は何でできています。その辺のところちょっと教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

条例は、もう国の上位の法律に基づいて作っていますですね。一番上が憲法、それから法律、それから条例、規程、規則とありますけれども。

これはですね、私が申し上げているのは、皆さんが 3 万 6500 円、それはもう大多数の方がですよ、民主主義の時代で、もういいから、それは自分たちは貰わなくて活動と一緒にすると。だから、個人支給というのも間接的に支給があっているんです、色んな形、直接でもあっています。全部調査は大石議員はされていないと思うんですが。

だから、これは消防団の運営の状況で説明をして、個人に私がやってもいいんですがそういう形

でうまくいかないということだったからそういう形になったものでございまして。お金のために消防団に入っている方はほとんどいません。

いつも言いますように有償ボランティアで、3 万 6500 円貰わなくて消防団に入らなくて、もう火事とか訓練とかに行かない方が楽だとおっしゃる方がほとんどいるんですよ。

だから、お金の問題じゃなくて、法律は支給になっていますけれども、私は個人ごとに数をやって分団の方に任せているというところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

あのですね、町のこの消防団に関する条例はですね、どういう法律でできているかというと、書いていてくださいよ、消防組織法第 23 条に定めてあります。消防組織法第 23 条、非常勤消防団員の報酬は、条例で定める。その市区町村の条例で定めるとこう書いてあります。法律上部組織はそうなんです。

で、その上部組織に基づいて町の条例第 13 条に団員には別表第 1 により報酬を支給すると書いてあるんですよ、アンケート結果とかそういうものは書いてありません。

で、ですね、アンケート結果に関わらず、もう町の条例がそういうふうになっているわけですから、やはりこの条例というのは、これは町民全員が守るべき。私たち議員も町長も町当局の職員も皆さんが守るべき条例なんですよ。これはね、伝統とか歴史とか慣習とかで曲げられるものではあってはなりません。

であればですよ、今、町長が言ってそういうふうにアンケート結果とか、そういうもので消防団員が希望しておられるということであればですよ、あれば、あれば、私はこのように町の条例を改正されたらいかがかなと、これ提案ですよ、それが合法的になるかどうか思いませんけれど、このようにちょっと書いとってくださいね。

団員には、別表第 1 により、じゃなくて第 13 条の条文、消防団員の年額報酬は、報酬はですよ、所属する各分団に一括支給し、その支給額の運用は各分団長の定めるところによる。このように改正されたら、今の東彼杵町の現状に合致すると思います。

町長、このような条文に改正されるお考えはありませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

改正は検討はいたしていきますけれども、まず消防組織法にですよ、今大石議員がおっしゃったけれど、そういう基づいてするんですが、36 条に「市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。」というのがあるんですよ。

だから、条例で、組織法で作りましたけれども、今、町の状況が 5 市 1 町ですかね、そういうことで。だから、消防庁長官も通達になっています。法律がですよ、そういうことで絶対支給しなければ駄目だということが上からきたら、もう私はそのとおりせざるを得ませんが、今大石議員が言われたように法律を変えていくのも、またちょっと協議をさせていただいてですね、どういう運営になるか、していきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

今言った消防庁の通知、通知は助言、監督、指導とかとなって今町長は服することないと完璧に書いてある、前回 3 月議会の時に答弁された。私はそのとおり、否定するものではありません。あくまでも地方の、あるいは町で管理していく、そのとおりだと思いますけれども。

今回、しかしこの町が定めている条例 13 条には、先ほど私が言っているように、団員には別表第 1 により報酬を支給すると書いてあるんですよ。支給しなきゃいかんとですよ。ね、分団に支給するとは書いてないんです。だから、ここのところを私は言っているわけであります。

だから、先ほど現状に即するような形にするためには、そういう分団各年額報酬は所属する各分団に一括支給し、その支給額の運用は各分団長の定めるところによると。このように改正された方が、今の現在の状況に合致しているんではないですかということを、これは町長は検討すると言っておりますが、検討されてください。いいですか。

次の質問に行きますよ、時間がありませんから。視点を変えて、視点を変えます。

消防団員の退職報償金、これ以下、退職金と言わせていただきますね。この退職金、消防団の退職金についてお伺いします。

消防団には 5 年以上勤務又は在籍をすれば権利が生じます。一番平の団員で平の団員の方が約 20 万円、約じゃない 20 万円支払われます。

その退職金はどこに支払われていますか。団に支給されているんですか、分団に支給されているんですか。あるいは直接個人に支給されているんですか。その三つのうちいずれかでしょう。ちょっとお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

退職金は個人に支給をしております。まず分団にお預けして分団から配っていただくということですね。

先ほど大石議員がおっしゃった消防庁長官にですね、令和 4 年に出ているんですけれども間接的に団員個人に対する、団を通じてですよ、払うことは適切ではないとは書いてあるんですよ、確かにおっしゃるように、違反ではない。

だから、私は団を通じて個人個人に支給をしていると。ただ、口座に振り込んでいない、個人の口座に振り込んでいないということだけです。

だから、私はずっと先ほどお答えしましたように、条例にも違反していないということを申し上げているところです。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

あのですね、団あるいは分団を支給して、個人報酬が団員個人に支給されていればちょっと問題点はあるけれど、それでもいいのかなとは思います。団員に渡っていればですよ。私は、聞き取り

調査したところでは、団員に渡って、渡っているという団員から聞いたことはないもんですから、それを町長調査されてくださいよ、お願いしたいと思います。

で、ですね、今、退職金については個人に支給されていると言われましたけれど、ここに会計管理者がおられます。退職金、3 月に消防団員を退職された方がおられます。その方の退職金は、個人の口座に支給されるんですか。間違いありませんか。町長、ちょっと聞いてください、会計管理者に。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その前に私が今言いましたですよね。団を通じて個人にやると。総額を団にやって分配してやっているということです。会計管理者。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（工藤政昭君）

団を通じて支給をしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

じゃあですね、町の消防団員の退職金、退職報償金、これは町の条例第 16 条に定められているんですけれど、このように第 16 条に定められておりますよね。持ってきておられると思いますけれど、退職報償金の額は、額及び支給方法については別に定めるとなっているんですよ、別に定める。

その、別に定めるというやつ、どのような根拠で定められていますか、町は。ちょっと教えていただけます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

根拠は、当然個人に支給するとなっているからですね、個人に支給するとなっているんですよ。

これは、賞じゅつ金といって市町村職員共済組合の方に管理をしていますもんですから。そういう形でその支給を個人でするということ。ただ、直接口座に今のところ振り込んでいないと。団を通じて個人にやっているというところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

私は質問しますのはね、個人に支給されているという町長の答弁はわかりました、どのような根拠でそれが定められている。別に定めると書いてありますからね、別に定めないといけませんよね。どこに町の条例に定めてあるんですかということをお伺いしているんです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、条例で別に定めるということは規則とか規約とかに入ってくると思いますが、今のところはちょっと把握していないのは、ずっともう歴代そういうことでやってきているものですから個人に支給するという形だけは執らせていただいているということです。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

歴代でやっているということなんですけれども、消防組織法第 25 条を見てください。消防組織法第 25 条、ここに私は持ってきていますけれど、第 25 条にですね、このように書いてある。条例で定めると書いてあるんですよ、その市区町村の。市町村は、消防団員、非常勤消防団員に対する退職報償金は、市町村は条例で定めるところにより、その者に退職報償金を支給しなければならないと定めてあるんですよ。

だから、町としては、この退職報償金について、やはり町の条例にもあるように別に定めんといかんです。その条例がどこにあるんですかって私はお伺いをしております。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは条例に定めているんですよ。

「東彼杵町消防団定員、任免、給与、服務等に関する条例」に定めているんですよ。

○――△――

13 条。

○町長（岡田伊一郎君）

16 条です。

○――△――

16 条。

○町長（岡田伊一郎君）

別に定めるというのは、この条例には定めていないけれど、また別に定めるというのはそういう形で決めているということですね。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

意味わかんないんですけれど、今町長の答弁が。別に定めてないじゃないですか。消防組織法第 25 条にも町の条例、市区町村の条例で定めるということだから、別に定めないといかんですよ。これ、佐賀市なんかはきちんと定めていますよ。これがないことが問題なんです。

もう次の質問に行きますよ、時間ないから。

例えばですよ、じゃあ次の質問です。では、消防団を 3 月に退団された方おられますよね。その方の退職金はいつの時点で支払われるんですか。これ、そして消防団長に振り込まれたのはいつ。

消防団ということですけれど、団本部ということなんですけれど、いつの時点で3月の辞められた方は支払われています。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

退職金は12月になる。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

3月に辞められた方の退職金が12月に支給されるんですか。本当ですか。間違いありません。わからなかったら後で回答してください、よく調べてですね、後で結構です。

次の質問にいきます。

あのですね、私、最近退団された方の中に、こう言われたんですよ、私とね、「大石さん、何にもしなくて良い、入団する時に。名前だけでよかけんお願いします。」こういった募集の仕方だったそうです。

したがってですよ、したがって、「最近まで団員に報酬があるということすら知らなかった。」このように言っておられました。完全なるボランティア活動と思って、言っておられました。

町長はそういうことはないと思われるでしょうけれども、現実におられたことだけは言っておきますね。一部に、本当はそういうことをしている人は少ないと思いますよ。少ないと思いますけれども、もし仮にこういう募集の仕方があったら、やはり改めるべきだと思いますけれど、改めるよう指導すべきだと思います、消防団長を通じてですね。この、町長のこの件に対して見解をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、昔のことを言って申し訳ないですが、私も消防団に入っていましたが、報酬があることさえ知りませんでした。皆さんほとんど知らないですよ。

だから、先ほど言いましたように報酬のために入るわけじゃない。ということでございまして、今度、消防団の入団の手引きというのを作ってですね皆さんに、加入の時に、この前大石議員の提案もあったような形でやっておりますので、これから先は全部わかっていて入っていただくということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

次の活動記録についてお伺いしますね。活動記録。

あのですね、町長は、なんて言っておられたかな、活動記録については変更しないと言っておりましたね、今までの。ここに活動記録があるんですよ。活動記録、一部紹介しますね。髙月総務課長から、3月議会一般質問を終わった後にいただいたやつなんですよ。第1分団から第8分団まで

の令和4年度の活動記録、こんなに多いんですけれど、頂いています。

そのうちのある分団のやつを紹介しますね、ある分団。正式に言っても良いんでしょうけれど。令和4年の11月6日、秋季火災訓練で参加した蔵本地区、参加した人員23名、全団員。これだけです。

次、12月15日火災出動菅無田地区11名、全団員。全団員と言ったって、さっきは23名、今回、この分団はもう40名以上いますよ。全団員と言いながら23名、11名。

それから令和5年1月12日行方不明捜索者蕪地区、活動した人員7名。これまた全団員と書いてある。

こんなことで、ちょっと聞いてもらえますかね。個人ごとにこれは活動、出動手当とか訓練手当、個人に支払うべきものですよね、年末にまとめて。ですよね。この訓練手当とか、出動手当、個人ごとに支払われているのですか。また団長にですか、あるいは分団長に。この辺もちょっとお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（髙月淳一郎君）

この経費につきましては、東彼杵町消防団運営活動費等交付金交付要綱に基づいて支給をいたしております。

個人ごとではなくて各分団が運営活動費、そして団員確保対策、そして自主活動費、この大きく三つに分けて活動する項目に対して一律各分団20万円金等で支給しているものでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

20万円という予算書に各分団、第1分団から運営費として予算書が上がっていましたよね。このことを聞いているわけじゃないですよ。

それで消防団が火災出動とか、夏季訓練とかでない時、訓練手当 3000 いくら決まっているじゃないですか。そのことを私は聞いているんですよ。そのお金はどのように、今、各分団にと言われましたけれど、それだと大問題ですよ。おおごとですよ。違うでしょう。ちょっと、明確な答弁、私の質問よく聞いて答えていただけませんか、お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（髙月淳一郎君）

3 月議会の折、提出した資料につきましては、先ほど申し上げました交付金交付要綱に基づく実績報告書でありまして、各個人ごとの出動手当とか、そういったものに対する交付金については、これはまた先ほどの 20 万円とまた別の形で報酬として支出をしているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

ではですよ、ではですよ、その個人ごとの活動報告というのは出ていないといかんですよね、出されてはおるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（髙月淳一郎君）

まず、出動報酬については個人ごとに支給しておりまして、誰、各分団何人出動したかというものを確認して報告を受けて支出をしております。

また、費用弁償等につきましても、個人ごとの訓練の折の費用弁償等がございます。それにつきましても、各費用弁償が事案があったことを確認して、基づいてですね、何人出動したかということに基づいて個人に支給をしているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

今、総務課長の答弁によると個人ごと、約、各分団がいくらということを掌握して何名という報告させて、誰が、個人ごとは掌握していないということで理解してよろしいですね、個人ごとは。よく聞いておいてくださいよ。今、副町長と総務課長で質問しておられて私の今質問中ですからね、よく聞いてください。

私、何質問今したかわかります。私は何を質問したか、ちょっと確認してから答弁できます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど大石議員がおっしゃった出動手当・訓練手当はですね、個人ごとの記録の、確実な記録に応じて払っているんですよ。1 日が 8000 円、半日 4000 円、2 時間以内 2000 円。これに分けて費用弁償で払っていますので、これはもう間違いなく、違う記録が出ないようにしています、確認して払っているうということ。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

今のあれは個人ごと掌握しているというふうに捉えていいですね、報告させて。

じゃあ、その出動手当、行方不明の出動手当、火災出動あったから。じゃあ、これ、議会が終わるまでに、本日中にコピーして、私に資料提出お願いします。いいですか。名前のところは消してもよかですよ、個人情報だったら。そういうやつはできている、出ているはずですからコピーするだけで結構ですからね、出してください。

そしてですね、先月 23 日に議会運営委員会が開かれまして、その 2 時間 50 分の音声を議会運営委員会で聞いていました。元、元分団長であられる方がこう言っていました。もう消防団を集めて、その出動手当とか、もうその時のこの時代のときは流れていますからね、今は違うかもわかりません、その時はですよ、その時は。もう分配していたと、活動記録によって。もうどんぶり勘定ですね、私から言わせると。そういうことが音声で流れてきていました。ちょっと紹介しておきます。

ちょっと今町長の言われた答弁と確認書を個人に渡しているということと。その団で掌握して配分しているということ。ちょっと、ちょっと違うのかな。これは、後で、資料を提出すれば明確になることでありますから次の質問にまいります。

次は、加工施設の方にまいりますね。大きな 2 番目の。

で、この補助金は今までの交付要綱とは違うということですけれども、株式会社彼杵の荘に対する補助金がですよ、新しく交付要綱を作られましたよね。12 月定例会後の令和 6 年 1 月 17 日に、ここにございますけれども、交付要綱 1 月 17 日に告示されております。

この交付要綱は 12 月議会の議決前に告示されるべきものだったのではないんですかね。これ後付けですよね。議会、12 月議会議決後に一度明けて、1 月 17 日に告示されている。これこういうこと、手順逆でも良いということなんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、地方自治法の第 222 条の第 2 項にそういうふうになっているんですよ。予算を議会に上げてその後にこういう要綱を作るような形になっていますので、まだ議決されるかどうかわからないのに作るわけにはいかないということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

では、この交付要綱、1 民間企業株式会社彼杵の荘を特定したものですよね。

このような 1 民間企業を特定した交付要綱が、うちの町や他市町村にもありますか。あったら教えていただきたい。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

他市町村にあるかどうか私はわかりませんが、私の方針として、今後道の駅の方に補助をして農

水産加工施設を造って、地域の漬物とか何とかも5月いっぱいまでできませんので、そういうことに着手をしたいと。私の方針でございます。だから予算計上額でお願いをして可決されたということは、もうこれ機関意思の決定ですから。これ以上これ以下でもありません。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

じゃあ、次の質問です。今の交付要綱の第5条、第5条にこのように書いてありますよ。

「道の駅の運営を当該賃借地の賃借期間内に終了した時は、当該加工施設及び加工、当該加工機器等を町へ贈与、贈与することを補助金交付の条件とする」とこのように記してあります。

この条文についてお伺いをしていきます。

ここにある道の駅運営とは具体的に何を指しているんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはもう道の駅の運営そのものです。運営ですから。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

具体的に何を、運営そのものって抽象的ですよね、具体的には何を指しているんですかという質問でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、その事業されて運営をされている全般的なものを含んで、私は運営ということでお知らせしたところです。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

道の駅運営とは、今やっている物産館とか食堂棟の運営のことを指しているんではないんですか。いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言いましたように、運営はもう全ての包括したところの運営ですから、食堂棟も含めてですね。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

次の質問です。

では、次にそこのところに、当該賃借地の賃借期間内ということを書いてありますね、賃借期間内。これいつからいつまでのことですか、具体的に教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長に答弁をさせますけれど、賃借期間内ということは、今道の駅に町が貸していますね。

だから、そういうことで定期借家で貸していますから、有効期間が来たりした時にこちらから解約ができないとか、もう以前からずっと申し出があって、向こうが申し出が出た時にちょっと効力がどうなるのかですね。

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

期間につきましては、令和 6 年 1 月 30 日から令和 26 年の 3 月 31 日までです。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

これでいくと約 20 年間ですかね、この 20 年間というのは、賃借権、道の駅のところにある町有地町、町有地の加工センターができる所の土地の賃借期間内ということで、解釈でよろしいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

あのですね、20 年というともうかなり、例えば建物にしろ、機器、機器とも老朽、特に機器なんか老朽化しますよね。その老朽化した機器を贈与していただいてもどうなのかなというのがあります。

ましてや、その道の駅運営をやって終了しない時、終了しない時、道の駅はどうなっているかというと、物産館は、物産館の方ですよ、これ普通借家契約になっていますよね。

で、今の株式会社の代表がもう辞めると言わん限り、あるいは火災で物産館が燃えてなくならない限り、あるいは代表の方が不幸にあってもう辞めると言わない限り未来永劫続いていくような契約になっております。

こっちの食堂棟は定期借家契約ですから、もう 10 年間決まればまた公募されてやるんですけれども、物産館の方はもう本人が辞めると言わない限り、建物は朽ち果てない限り、ずっと未来永劫続いていくことになります。

そうなってくると、その加工センターが古くなった時に贈与をするといったら今度は逆に町は解体するお荷物になるんではないかなという懸念もありますよね。その点町長いかがです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

例えば、役場の、普通の建物もですよ、町が造ってももう 20 年、30 年経てばもう当然そういう形になりますですよね。だから、今回お願いしたのは、民間で造って民間で経営をしていただくということでしておりますので、当然 20 年後にどう、返還がなった時にですよ、もしなった場合にどういう対応をするか。まだちょっと今のところ私が即答はできないところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

この交付要綱もですね、本当はこの交付要綱も本当なかなか、後で読ませてもらいましたけれども、非常にちょっとどういうことなのかなというところは多々ございます。まだこの他にもですよ。時間が 1 時間しか一般質問ないんですが。

じゃあ、今度は要綱ということについてお伺いします。前のまちづくりの、まちづくりの要綱。今回も、彼杵の荘に対する補助金も要綱。この要綱についてお伺いします。

そもそも、要綱に法律や条例規則のように、法的な拘束力はあるんですかね、町長。ここに定めてあるようなことが法的拘束力あるんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

役場が定める要綱とか規則とかいうのはですよ、これに沿ってその基準を決めているので、これに従うということでございます。法律に基づいてこの役場としてはですよ、これに従っていくということです、要綱に従って。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

役場はこれに従う。そうしたら、町民とか、方々は従う必要はないというふうに捉えてよろしいんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民の皆さん、役場が条例公布、それから規程、規則するのは町民の皆さんにお知らせをして守ってもらうということですから。役場も守りますけれど、町民の皆さんにもこういう形で進めるということでいきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

あのですね、ちょっと調べてみましたよ。要綱というのは行政機関内部における規律であって、行政指導を行うための一般、行政指導ですよ、行政指導を行うための一般的基準。それから職員の業務執行上必要な細目、必要な細かな目的事項等が示すんであって、国民の権利義務に関する定めとしての性質を有しないもの。このように定めてあるんですよ。

だから、したがって、あくまでも要綱というのは、役場職員さんたちが業務をやっていくための指針と言いますか、そういうものなんですね。

要綱と呼ばれるものは法令による根拠はなく、根拠はなくですよ、その団体の内部事務、その団体というのは地方公共団体、要するに東彼杵町役場の内部事務の取り扱いについて定めたものであって、法的な拘束力はない。

だからここに書いてある第 1 条から第 6 条、それから前のまちづくり応援の交付要綱、これもおかしいということに。要するに要綱に町の行政に補助金交付の法的根拠はないということになります。町長、この点いかがです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

要綱は、町の指針は決めてですよ、これに基づいて町民の皆さまにお願いをするということですので、法的な根拠はなくても、役場で決める規則、規程、要綱それに基づいて町職員も動きますから、皆さん方にもこれをお願いをするということです。拘束力はありませんけれどもですね。そういう形です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

ちょっと町長の答弁理解しづらかったんですけれども、もう一つ言いますね。

ではですね、ではですよ、ちょっと調べてみてください。東彼杵町には地区振興事業資金に対する補助金の給付等に関する規則は、これ今度は規則ですよ。この規則にはですね、地区公民館の新築増改築に対し交付する補助金、こういうのが定めてある。どこにあるか地区公民館、そこに地区公民館、補助額はどう書いてあるかというと、補助対象経費の 7 割以内の額とし、1 公民館につき新築の場合は 1000 万円。増改築及び改修の場合は 500 万円を限度とする。これにずっと細かく書いてある。こっちは規則ですよ。

私はだから、私は何を言いたいかというと、まちづくり応援の交付要綱ではなくて、今回も、彼

杵の荘のやつも交付要綱ではなくて、規則として定めるべきだったんではないですかという質問であります。
なにかこっちは規則、こっちは要綱。この使い分けはどのようにして決めておられるんですか、町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは規則、要綱、いろいろ決め方ありますけれど、一番上位法にあるのがですね、自治法の 232 条の 2 公益上必要性があるものは補助できるとなっている要綱が一番上にあるんですよ、法律で。

だから、この前監査請求が出た時も監査委員さんからも出ていますけれども、公益上必要があると認めたときには町長が予算を計上して、そして議会が議決をされたら、二義的に認められたことになるということですから。要綱、要領がその縛っていくのも当然でございますけれど、その上にもう一つ上位法があるということで私は行っているところです。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

今、町長が答弁された上位法の自治法、後で私も研究させてもらいます。ここではね、できませんので。

では、次はですね、次の質問に移ります。

今回の補助金交付審査の論点の一つ補助金額の根拠となった食品加工工場新築工事の見積書です。この見積書、見積書はですね、私は資料請求して手に入れたものはここにあります。彼杵の荘さんが、町内の業者だと思いますけれど、ここにあります。資料がですね。

その資料によります。この株式会社道の駅彼杵の荘が提出された建設、ある建設会社のものなんですけれども、建設会社名は黒塗りされてわかりません。

で、この資料をですよ、昨年 9 月の定例会時点において、9 月定例会において、既に町当局は入手しておられましたよね。いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然うちの手元にあって見積もりを出したわけです。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

であれば、この見積もり金額 70％であった約 2556 万円の議案が昨年 9 月の定例会で提出され、その時は議員全会一致で否決したんですけれども、その時にですよ、その見積もり金額、この金額も合わせて議会議員全員に対して配布して説明されるべきだったのではないでしょうか。町長、いかがです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはあくまでもですね、内部資料でございまして、まだ公にする、建設課もそうですよ、全部資料を求めた時にはまだ外に出せないから、予算だけは上げますけれど。細目もだから予算にも書かないですもんね、ほか何件で上げます。

だからそういうことで上げていなかったということです。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

あのですね、ちょっと町長の説明には納得しがたいところがあります。まあいいです、そこは。

この加工施設の見積書によると、これの見積もり金額は消費税を含んで3683 万円なっています。3683 万円。これに金額に 7 割の補助率をかけますと約 2578 万円。議会で議決した 2556 万円の補助金交付とほぼ一致しますよね。一致します。

ここで何をお伺いしたいかというと、株式会社彼杵の荘が提出された補助金交付申請書に記載された金額 3683 万円の建設費用見積額の、今度は妥当性をどのように審査をされたのか。その審査、すなわち見積書の金額の妥当性をどのようにして調べられたのか。この点について教えていただけます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

建築工事の積算の単価あたりが公表されている部分もありますので、それと見比べて妥当であるという判断をしております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

産業振興課職員に建設見積金額が算定できる能力のある方おられるんですか。役場庁内でも、庁舎内でも、建設課でもいいんですけれど、おられるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、この産業振興課長もですね、実は長大工学部で、そしておまけに民間会社にも行って中途採用でうちに入ってきていますので、すごく詳しいです、そういう項目が。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

詳しいのとできるというのはまたちょっとニュアンスが違うのかなと思いますけれども。

あのですね、実は言うとですね、町からこれも資料請求して頂いたんですが、こういった資料、全部設計図、見取り図、全てここにある細かい、細かい項目のやつ全部黒にしてありますけれども、これ、私はこれを全部消してですね、私の知人の諫早にある建設会社の工務店に、こういうあれを造ったらどのくらい掛かるんでしょうかということを依頼いたしました。依頼して戻ってきたあれがここにありますけれども、この金額はですね、約 1800 万円、1800 万円でした。

要するに、彼杵の荘さんが提出したやつは約 3700 万円、こちらは、諫早のは 1800 万円、約倍、大きな開きがあります。

でね、私は何を言いたいかというと、これは補助金申請者が出した金額ですよ。ね、それを役場の課長はちゃんとあれで調査をしたということなんですけれども、やはりこういう時は複数の見積もり、2 社か 3 社取ってもらって審査される必要があったのではないんですかという質問、町長、いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 41 分）

再　　開（午前 10 時 51 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

この件に関して私は何を言いたいかというと、補助金、今回の株式会社彼杵の荘さんの補助金申請者の言い値で、役場の振興課長以下でその妥当性をそのとおりだというふうに算定したということなんですけれども、はっきり言うと補助金申請者の言い値そのままで 0 コンマ 7 割の補助金をかけて、議会で議案として提出しておられますよね。

だから要するに、もう言い値で議案として予算を出してきたと言われても仕方がないのかなと私は思っているんですよ、複数取らないで。その辺のところを町長の見解をお聞かせいただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それではお答えします。

今、大石議員がその見積もりを外部の方に試算をされたということでございますけれども、これは図面とですよ数量だけでされたとお聞きしたんですが、別にまた仕様書とかいろいろあるんですよ、材料の使い方とか。だから一概に金額でですね、これは非常に大まかな数字を出したじゃないかというのは私は言えない。正式な入札をする時も全部見積書、仕様書を付けますからですね、縦覧を。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）
6番議員、大石俊郎君。
○6番（大石俊郎君）
ちょっと産業振興課長にお伺いしたいんですけれども6日間だったですね、審査期間がね、出てきてから、こういう。その次土日・祝日・天皇誕生日、土曜日曜が入っています、6日間の間に。その6日間のうち何日間審査されました。
○議長（浪瀬真吾君）
町長。
○町長（岡田伊一郎君）
産業振興課長。
○議長（浪瀬真吾君）
町長に代わり産業振興課長。
○産業振興課長（楠本信宏君）
この資料、交付申請が正式に上がってきたのが2月22日でございましたけれども、この資料というのは9月議会の時点ではもう手元にありましたので、中身自体は見ておりました。厨房機器がですね、予算計上時に違うものが上がってきていましたので、それを中心に1週間程度インターネットの情報であったりとかを見比べて金額が妥当というものを判断をいたしております。以上です。
○議長（浪瀬真吾君）
6番議員、大石俊郎君。
○6番（大石俊郎君）
私はこのような補助金、2556万円という補助金の議案は、やはり、議会最終日に出てきましたよね、12月議会は。もう最終日ですよ、議案が出てきたのが。それで紛糾したんですけれども。これ審査のために、やはり十分な時間を使わんといかん。町長も慎重審議をお願いしますとよく冒頭述べられております。
やはりこういうものについては委員会を開いて、慎重にも慎重に審議をする。議論して、議論して、議論して、そして調査をして、調査をして、調査をして結論を出すべきだったと私は思って、今でも思っているんです。
町民から負託されましたかけがえのない税金、全て町税ですよ。町税の使い方を考えるための一石を投じる議案だったと私は思っています。
で、最後に、今後ですよ、このような議案を提出される、町長は議案提出者ですから。我々議会もそれを審議していく。議案提出の出し方の対応について今後も議会最終日に出してこられる考えはあられるのかどうか。その点をお伺いをしてですね、私の一般質問を終わります。
○議長（浪瀬真吾君）
町長。
○町長（岡田伊一郎君）
これは9月、ずっと前からお願いをしていてですね、最終日になったというのは、あとの運営は議会の方ですから、議会運営。私がすぐ決めてください、こうするわけじゃない。これは議会の総意で決まった。これはもう民主主義の総意ですから、機関意思の決定に、例えば私は1人反対だっ

たとしても決まればそれに従わなければならないという議員必携にも書いてありますよね、確かに。

だから、決まったものですよ、後から反対だった、反対だったと言ってももう駄目なんですよ。だから私は最終日に出しても議会運営委員会でまた日にちを取るとか、そういう形もとられても私はいささか何にも思いません。

ただ、大石議員がおっしゃったように、金額で言われるのはこの 2000 何百万円の補助、これはそうならないんですよ。実は実績ですから、また違う大きな冷凍庫とか何とか入れられてですよ、ずっと金額が、補助金額が下がる可能性があります。もう少し総額が増えますからですね。この農水産加工施設の総額が増える可能性があるんですよ。

だから、役場で本当はこう造ってしたいんですけれど、役場はノウハウがないから。いつも言いますよね、民間は倒産があるから、覚悟があるからそういう運営ができる。

だから、今 2000 何百万円とおっしゃったけれど、補助金額が 70 から 50 ぐらい下がる可能性もあります。これはもう当然そうです。今資材も上がっていますし、自分で冷凍庫とかですよ、急速冷凍庫とか道の駅さんが入れられた時。総額で今補助が 7 割でこれだけ出していますから。この総額が増えれば補助 7 割でも結局的に役場が出すのが下がる可能性があるということを私言っておりますので、今後また実績が出てですよ、補助金を支出する段階でまたいろいろ審議もあろうかと思いますので、よろしくお願いしたいと思いますが。

一つだけ退職金のですね、支給日、ちょっと私報酬と勘違いしていまして、6 月から 7 月の中旬になります。これは県の市町村総合事務組合で賞じゅつ金を集めてその中から役場に来ますもんですから、3 月に退職された方でも夏になってしまうということですね。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、6 番議員、大石俊郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 57 分）

再　　開（午前 11 時 09 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3 番議員、構浩光君の質問を許します。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

それでは、先に通告しておりました 2 点について質問をしたいと思います。

1、デマンド交通（乗合自動車）の実証運行途中経過状況等について

デマンド交通（乗合自動車）とは、バス停だけでなく、地域の公民館やゴミ集積所など、集落に近い場所で乗り降りすることができる予約制の乗合自動車で、町営バスなどが走っていない町内の場所まで運行が可能で、自宅付近の特定の場所から病院やスーパー、公共施設までの往復など、ニーズに合わせて利用することができます。令和 6 年 3 月から実証運行が開始され 2 か月経過し、現時点での途中経過状況について伺います。

（1）頂いた資料（5 月 13 日現在）によりますと利用登録者数は、246 名で 4 月末の人口によると

3.3%となります。75 歳以上は、129 名で 4.6%。また、34 地区のうち一人以上登録されている地区は 25 地区で、誰も登録していない地区が 9 地区となっています。この数字を見て町長は、どのように考えますか。

(2) 利用状況計画日数 48 日のうち利用された日が 34 日で、運行は、1 日 1 回から 3 回が想定されました。また、売り上げ合計金額が 2 万 5400 円で 1 日約 750 円となります。この数字を見て町長は、どのように考えますか。

(3) 現在の運行台数は何台なのか。また、デマンド交通バス購入事業（地方債）470 万円計上されていますが、何台分なのでしょうか。また、何台で運行される予定ですか。

(4) 3 月の一般質問の回答で説明会 11 回、参加人数（延べ 192 名）と回答されましたが、その後、説明会がありましたか。

(5) 運行エリアが東部循環線エリア・大野原高原線・川内線エリア、まちなかエリアとなっていますが、乗降場所の選定は、地区からの要望か、町で必要と思われた箇所を選定されたのですか。

(6) 山間部 3 路線を選定されているのは、運行上の問題があったからですか。

(7) 実証運行ですので、バスが運行していない地区の地域拡大は考えられないのでしょうか。乗り降りマップを見ると、小音琴公民館、庵の谷他、口木田の高台地区、蔵本 2 号線沿いの下三根地区、蔵本（明時、構、蔵本公民館、滝川内他）、山田集落センター、赤木公民館、千綿赤木、県工業団地、八反田公民館、下川内地区他の検討は、なかったのですか。

(8) デマンド交通業務をタクシー会社に委託されていますが、利用者がいなくても運転手の確保等の経費が必要と思われます。業務委託料経費の額 1470 万円（地方債）が計上されています。内訳はどのようになっているのか。また、タクシー会社との協議はあったのですか。

(9) デマンド交通（乗合自動車）、町営バスが本格的に始まった場合、タクシー会社の運営が厳しくなると思われますが、どのように考えられますか。

(10) 今後の課題はありますか。

大きな 2 番に入ります。

2、定住人口の増加について

4 月 25 日長崎新聞で公表された人口戦略会議で消滅可能性の自治体 11 市町に本町も含まれていました。先般質問させてもらった婚活事業に対して満足な回答ではなかったと思いました。今回、空き家の有効活用は、定住人口を図ることを目的に大変有効な施策の一つだと思います。また、小中学校の給食の無償化、人口減少対策として子育て世代の定着を図るための保育料の無償化に取り組んでおられますので、次の件について伺います。

(1) 昨年、空き家バンクに登録している件数は 81 件と聞いていましたが、その後、変動はありましたか。

(2) 令和 4 年度の相談件数は 41 件あったと聞いていますが、その後、変動はありました

(3) 相談された内容を伺います。①定住の目的、②立地条件（田舎、交通の便等）、③家族構成（単身か家族ぐるみか）、④当町と関係がある方かどうか、⑤年代、他にありましたか。

(4) 先般、町長の答弁の中で、なかなか空き家を貸してもらえないという回答がありました。それについて、どのような考えをお持ちですか。

(5) 町のホームページをみていたら、空き家物件一覧に 2 件掲載されていました。そこで、疑問

が生じましたので確認します。

1点目は、不動産会社経由のため手数料が必要となっていますが、いつから不動産会社と提携されたのですか。民間会社と情報共有することは良いことと思いますが、費用が高くならないか心配です。

2点目は、掲載された物件に対して情報提供は、ホームページだけですか。移住を希望している方への情報提供はされているのですか。

(6)お試し住宅「大迫の宿」の令和5年4月から令和6年5月10日までの利用日数、何組何人、最長宿泊日数及びそのうち移住された方がいたかどうか。

(7)令和6年度から小中学校の給食の無償化及び保育料の無償化の活用について、どのように施策（定住促進）として考えられますか。

(8) 町民の方から商業施設の要望をよく聞きますが、どのように今後考えられますか。以上、登壇して質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、構議員の質問にお答えいたします。

まず、お答えをする前に申し上げますが、今回の実証事業は、東彼杵町地域公共交通計画に基づき、利用者が少ない山間部3路線を、より利便性の高いデマンド型に移行に向けて、適正な事業規模を検討するためのものでございます。一定期間実施して利用者数等を分析し、本格運行に活用したいと考えているところでございます。

分析後、お答えするべき内容でもありますが、ご質問がありましたのであくまでも現時点での回答とさせていただき、今後の本格運行に影響を与えないということを前提に述べさせていただきます。

まず、(1) でございます。

現状の利用者数をどう思うかでございますが、先行して本格運行されている県内各地他自治体の登録割合が3%から8%であることを考えますと、2か月で3.3%という数値は他自治体並みの登録率ではないかと思っているところでございます。

また、山間部3路線を対象に実証運行しており、登録者がない地区があるのは、乗降場所がない地区があるためで、それはやむを得ないと考えているところでございます。

次に（2）のご質問にお答えします。

山間部3路線の区間を対象に実施しており、町営バスも並行して運行している関係から、この程度の利用状況なのだと認識しています。収支がプラスにはできませんので、登録者数をさらに増やすと同時に、利用者も増やすよう周知を図る必要があると考えているところでございます。

次に（3）のご質問についてお答えします。

まず、実証事業の運行台数については、これまでもご説明をしているとおり、1台で行っております。運行台数につきましては、3月の一般質問でお答えしたとおり、利用者の多少に関わらず2台でスタートしたいと考えております。補助事業と過疎債を活用する予定でございます。

(4)でございます

現在説明会は14回開催しております。今後も各種会合の際に出向き、実施を予定しています。

(5) でございますが、他自治体との先行事例をもとに、公民館ゴミ集積付近を役場で指定いたしております。

(6) でございます。

これも3月一般質問の際にお答えしておりますが、令和5年3月に策定した東彼杵町地域公共交通計画に基づいています。

令和4年度の町営バスの利用がピーク時の4割、経費が年々過去最高を更新する中、まず利用者が少ない山間部3路線を対象にしたいという背景がございます。5路線とした平成23年を基準に決めているところでございます。

まず、平成23年のピークでございますが、利用者数が5万9,217人から令和4年が2万3,284人、ピーク時の39.3%まで下落をしているところでございます。

経費につきましては、平成23年2255万1000円から2832万円に5路線開始時の126%に増額をしているところでございます。

(7) でございます。

これも3月一般質問の際にお答えいたしておりますが、区域拡大は考えております。

また、今回の乗降場所の設定は、まず山間部3路線の沿線を対象にしております。区域拡大後は新たな乗降場所を含めることにしたいと考えていますが、実証が終わって検証していきたいと考えています。

(8) でございます。

町営バスの運行と同様に人が乗車しなくても委託料が発生します。歳入は過疎債1470万円の内訳は運行業務委託料、システム運行支援端末使用料を含むデマンド交通システム導入に係る支援業務委託料、車両購入費となります。

(9) の民業圧迫することがないよう、民間との協業で公共交通を維持していきたいと考えています。

(10) でございますが、実証事業業務委託で挙げられる課題をいかに的確に対処していくかが課題と考えているところでございます。

今後、運転手確保に係る運行業務委託料の低減、JRバス補助金、町内全域のデマンド交通の速やかな拡大、事業収入拡大など、そういった問題が想定されているところでございます。

次に、大きな2番目の定住人口に回答いたします。

(1) の空き家バンク登録件数についてお答えをいたします。

空き家バンクへの登録件数は現在86件でございます。

次に (2) の質問にお答えします。

相談件数につきましては、令和5年度は24件となっているところでございます。

次に (3) の相談内容でございますが、まず①の定住の目的についてはお試し住宅の利用目的としてお答えします。

利用目的が多いのが、仕事があるか、自然景観の良さ、子育て環境を重視される方が多いようでございます。

次に②の立地条件（田舎、交通の便等）につきましては、海が見える場所を探されている方が多

く、周辺市町に買い物できる場所もあり、利便性も悪くないと言われる方もいらっしゃるようでございます。

次に③の家族構成（単身か家族ぐるみか）につきましては、ご家族で検討されている方が多く、単身の方はほとんどいらっしゃらない状況でございます。

次に④の当町と関係がある方かどうかにつきましては、ホームページや SNS などで本町を知り、興味を持たれる場合や特別町民制度から流れていらっしゃる方も最近は増えてきている状況でございます。

次に⑤の年代別につきましては、子育て世代、または定年後の生活を考えている世代が半々ぐらいの状況でございます。

最後に、その他につきましては、移住支援制度についてのお尋ねがほとんどでございます。

(4) の空き家バンクに登録してもらえない件についてお答えいたします。

全国的に空き家バンクを実施している自治体は同じような課題を抱えているようです。

本町では毎年、区長会を通じて地元の空き家情報を提供していただいて、令和 5 年度は 6 件、ここ 5 年間で平均約 9 件程度新規登録させていただいているところでございます。

そういった中、国が改正空き家対策特別措置法で支援法人制度が追加され、町が NPO 法人や社団法人等を空き家活用支援法人に指定できるようになり、長崎県が新規事業として「長崎空き家 de ミライ創出事業」という補助事業を創設をいたしたところでございます。

この事業を活用し、民間団体と連携し、空き家バンク事業の活性化を図るため、6 月補正で関連予算を計上させていただいているところでございます。

(5) でございます。

次に (5) の不動産会社との連携に関する質問にお答えをいたします。

まず、民間業者に仲介を依頼できるという規定は、平成 23 年の制度発足当初から行っています。媒体で契約することが不安な方などに対応するためのものでございます。

また、情報提供はホームページとお問い合わせのメールや電話などほとんどでございます。

なお、移住希望の方には町営住宅や民間アパート等も紹介をしているところでございます。

次に、(6) でございます。大迫の宿の質問にお答えをいたします。

令和 5 年 4 月から令和 6 年 5 月 10 日までの利用状況について申し上げます。

利用日数は 228 日でございます。利用可能日数 375 日ですので、稼働率 61%となっています。利用者は 38 組 98 人でございました。最長宿泊日数は 20 日。

それから令和 5 年 4 月から令和 6 年 5 月までに利用され移住された方は 3 世帯 8 名でございます。

なお、移住につきましては、お試し住宅を利用された後、数年後に移住されるパターンが多く、これまでお試し住宅を利用して移住された方々は 15 世帯 41 人になるようでございます。

次に (7) の小中学校の給食の無償化及び保育料の無償化の施策としての位置付けに関する質問にお答えします。

今回の完全無償化につきましては、出産祝金を含めた本町の子育て支援策が他市町に劣っていないことや、町内保育環境は人気が高くとても充実していることなど、これまで子育て世代に十分お伝えできていなかったのではないかという反省も含め、インパクトの強い施策でかつ幼児数の少な

い自治体だからこそ打ち出せる政策として導入したものでございます。

就業の場の確保や商業施設の不足、公共交通の整備、若い世代が住みたくなる住宅の不足など課題を抱えている本町におきまして、定住促進に繋げることは容易ではありませんが、超高齢化社会を迎えるこれから子育ての時期だけでも本町に住んでいただけることが重要だと考えています。

一定数の子育て世代が確保でき、住んでいただけることが重要だと考えていますので、今後取り組めない子育て支援策もあります。取り組んでいないこともありますが、子育て世代が入れ替わっていかれたとして、町内の年齢構成が若返ることに繋がりますので、出産から高校卒業までの子育て支援充実は定住政策の要であると私は考えているところでございます。

次に、(8) 最後の 8 番目の商業施設の質問にお答えします。

商業施設につきましては、町政懇談会や住民アンケートでも強い要望があると認識をいたしております。既に有望な企業と接触し好感触を得ていますが、相手様がいらっしゃるため、まだ公表はできません。

彼杵中央圃場整備地区への企業誘致と同様に、商業施設の誘致につきましても、最重要課題の一つと考え、進めていることでございます。今後ともよろしくお願いします。登壇しての説明は以上といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

今回ですね、質問させてもらったのはですね、9 月の定例会ではちょっと遅いかなということがありまして、途中経過ということで質問をさせていただきます。

まず、先ほど言われました登録していない人数ですね。これが全国平均よりもちょっと上回っているようですけれど、私としてはもう少し増えるような施策をされた方がいいのではないかなと思っておりますが、町長はどのような考えでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

施策につきましてはですね、本当に皆さん方のご意見を聞きながら、本当にインパクトを与える、そして瞬間に行動できる施策を打っていきたいと私は常々考えているところでございますので、まだまだ東彼杵町としては県下で 2 番目に少ない町ではございますが、伸びしろがあるんじゃないかなと。と申しますのは、アクセスが非常に良いものですから、それも一つの売りと打ち出してきていければと思っているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

(2) の中でですね、1 日売り上げが金額が 750 円ですね。2 台に換算して 1500 円。3 台に換算して 2250 円で、年間 300 日で計算すると 45 万から 67 万 5000 円になります。

先ほど言われたようにですね、たぶん赤字になっていくかと思うんですけれど、その辺をもう一度お考えをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）
町長。
○町長（岡田伊一郎君）
この赤字につきましてはですね、公共交通を打ち出すのが地方自治体の使命でもございますので、赤字だからといってすぐさま全てを切るわけにはいかないんでございまして、本当に東彼杵町は、本土の町の中でも面積が一番広くて山林が 60%を占めていますので、今後その赤字の金額も考えながらデマンドにどう移行をしていくのかを考えているところでございます。
実はですね、バスの半導体の影響で 8 月から実施する予定だったんですが、ちょっとバスの購入が遅れる状況で、しばらく時間がかかるようでございますので、今度のあれで移行がですね、まず実証実験を 8 月以降延長させていただきたいと思っているところでございます。
○議長（浪瀬真吾君）
3 番議員、構浩光君。
○3 番（構浩光君）
今、デマンド交通バスはタクシー会社の車両を当分使われるかと思うんですけれど、実際的に入ってくればですよ、2 台で運転ということで考えてよろしいでしょうか。
○議長（浪瀬真吾君）
町長。
○町長（岡田伊一郎君）
それがきたらもう 2 台でですね、やってみたいと思っているところでございます。
○議長（浪瀬真吾君）
3 番議員、構浩光君。
○3 番（構浩光君）
デマンドバスのですね、もしわかれば購入月日、また何人乗りか教えてもらえれば助かりますが。
○議長（浪瀬真吾君）
町長。
○町長（岡田伊一郎君）
今からですね、まだ検討・研究して、先にまだ発表できるところじゃないものですから、状況を見ながら計画していきたいと思っております。
○議長（浪瀬真吾君）
3 番議員、構浩光君。
○3 番（構浩光君）
先ほど、長期計画に基づいて実施をされていると聞いていますが、説明会はですよ、待つのではなく、行政から積極的に推進する考えはありませんか。
特に、いきいきサロンや老人会など。また、登録者の割合が 70%いかないと最終的に厳しいかなと思っているんですけれど、その点について町長はどのようにお考えになりますか。
○議長（浪瀬真吾君）
町長。
○町長（岡田伊一郎君）

実は、待つのは本当に良くないと思い、こちらからですね、説明会にも出向いておりまして、今まで14回出ておりまして、今度、また6月25日に婦人会の研修会でも出向いてお知らせをしたいと。いきいきサロンとかですね、そういうのも出ていまして、老人クラブ連合会の会議とか老人会等にも出ておりますので、今後もずっとこちらから積極的に出向いて説明をしたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

（7）の中で言いましたように、乗り降り場所がない場所ですね。地区の方からですね、その地区の方からデマンドバスが出ているんですけれど、利用したいという声を聞きました。その方については利用ができるのでしょうか、どうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今の路線だけでしていますけれど、将来的にはですよ、路線も増やして希望がある所は拡大していきたいと思っております。総務課長に説明させます。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（髙月淳一郎君）

町長に代わりお答えをいたします。

まず、登録できるのは町民の方、町外も含めてですね、どなたも登録ができますけれど。今、山間部3路線を中心にですね、山間部エリアとまちなかエリアを繋ぐような運行形態でやっているものですから、若干その点がですね、不便なところであります。街中から街中への移動というのはなかなかできないということで、そこについてもですね、もしこれが2台という形で改良されればですね、そこも解消できるものというふうに考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

なぜこれを議題に出したかというと、大野原高原線よりですよ、遠く離れた坂本地区とか法音寺とか本線から離れた地区が設置をされております。

実際的にですよ、もう使いたい使いたいという方がですね、かなりおられまして、実例を言いますと、赤木地区なんですよね。赤木地区の方が実際使いたいんだけれど、私の地区は入ってないからということで言われていました。

例えば、他の地区もですよ、小音琴の奥の方とか八反田とか、そういう所からも声が上がればですよ、住民みな平等だと思うんですよね。使えないというのが私はおかしいなと思って今回質問させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、先ほど総務課長がお答えしたとおり山間部からこっちの路線に接続でしたけれども、私の考えではですね、将来的にはもうデマンドに代えていきたいと。だから、ドアツードアに最終的にいければなと思っているところでございます。

ただ、その登録者数と利用者数の状況を今から実験をしておりますので、今度はもうちょっと中に入れるもの、そういう形で、町バスの代わりにですよ、そのデマンドバスに移行できればと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

1 番の質問の中で登録してない地区が 9 地区ですよね。その地区にもですよ、一応声かけをしたらどうかと思うんですけれど。今の回答では交通手段が整わなければできないという考えでよろしいですか。それとも要望があればするという考えでいいんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

交通手段が整わないじゃなくて、徐々にですね、今実証実験をしていますので。このデマンドバスが便利、非常に便利だとなればですね、町バスもそのデマンドバスに代わる可能性もあるということを私は申し上げているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

業務委託料経費もですね、非公開のため金額がわかりませんでした。過疎債が適用されていたと思いますので、過疎債だけで検討するとですね、委託料は約 1470 万円。そのうち交付税措置を除くと一般財源が 441 万円になります。

先ほどのですね、売り上げを考えると約 380 万円が赤字となります。それもどのように考えられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、もう元々過疎がないとたぶんできなかった事業でございますので、皆さんの非常に不便な所を解消するためには、ちょっと赤字でももうやむを得ないところも公共交通の使命でございますので、そういう形で今後もっと有利ないろいろ施策があれば検討してまいりますけれど、今のところそういうデマンド、過疎を使った 70%の交付税措置がございますから、これを先行させていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

実証運行ですので、現在の料金設定は大人 200 円、75 歳以上 100 円となっていますが、インターネットで調べたところ、デマンド交通成功例として新潟県三条市が掲載されていたので、担当者に聞いたところ、バスとタクシーの運賃を考慮し、大人 500 円、小学生以下 200 円に設定されていました。

また、別のですね、インターネットを見て資料を見ますと、デマンド交通の賃金の平均は 100 円から 500 円と記載となっていました。デマンド交通を維持するためには多くの自治体が赤字となっていることもわかりました。

町内のタクシーの基本料金が 1km まで 640 円、271ｍごとに 90 円加算されるそうです。

例えば、デマンド交通にですね、大人 2 人 75 歳以上 4 名利用された場合 800 円となります。タクシー料金で換算すると約 1.5km で約同額になります。1.5km 以上になれば赤字運営となります。実証運行後の結果、料金の値上げは考えられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

料金の値上げはちょっと非常に難しくてですね、タクシー助成金も出しているものですから、それも並行して使えるような形にできればなと思っておりますので、ちょっと料金が、今のうちの町の状況としてですよ、高齢者もだんだん数も多くなってまいりますので、これは町の福祉政策の一環としても私は料金の値上げはちょっとまだ今のところすぐ上げますということはできないと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

三条市の場合はですね、委託をタクシー会社にされており、デマンド交通を使用した場合はですね、そこまでに利用したタクシー料金と比較し、その差額を補助しているそうですが、町長はどのように考えられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言いましたように、タクシー助成金でとりあえずまず対応していきたいと、その差額と言いますかですね、利用状況に応じて。そういう形で進めたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

以前、町長はですよ、地区にコミュニティバスを計画されていましたが、その後の計画はどうなったんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その後ですね、ライドシェアとかいろいろ一般自家用車を使ったタクシーの代わりも出てまいっておりますので。

それと、コミュニティバスも考えていたんですけれど、今度、バスも今購入状況が非常に厳しくなってですね、半導体の関係もありますし。だから、この辺ちょっとまだすぐにはできませんが、今後色んな方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

先ほど町長の回答の中にちょっと出ていたんですけれど、JR 九州バスですね、の生活交通路線維持費補助金 894 万 4000 円計上されていますが、乗車されている方も少なく、便数も減ったと聞いています。町営バスへの移行、デマンド交通の活用は考えられないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この JR バスにつきましてはですね、会社自体からも話がございまして、実は来年の 8 月でしたか、来年ぐらいもう廃止と言いますか、こっちも申し入れをしておりまして、あと嬉野と武雄、2 市 1 町で運営をしていたんですが、どうしても、今 1000 万円以上になってきますと町としても厳しいものですからお願いをしてですね、もう撤退と言いますか、そういう形で会社とも協議をさせていただいておりますので、急に今年で切るというわけにいかなかったもんですから、来年の 8 月ぐらいですかね、ぐらいに目処として JR をなくなるという形、方向性を持っているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

今の回答で安心しました。

あとですね、町営バスの今後の運行はどのような体系になるでしょうか。やめる、廃止路線も出てくるのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言いましたデマンドに代わってくれば町営もなくなりますし、今ですね、ちょっと非常に申し訳ないんですが運転手の方の確保も苦労されておりますので、なんとかその辺も計画をしながら、デマンドに代えていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

町営バス、デマンドバス、タクシー助成券、辺地タクシー等を考慮し、最初の投資で効果が出ることを期待して、一番目の質問を終わります。

次、続きまして、定住人口の増加について質問したいと思います。

現在空き家になったのでどうにかしたいと町民の方の声を聞きました。空き家バンクのことを教えましたが、空き家バンク登録はどのような方法で周知をされていますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（髙月淳一郎君）

周知につきましては、ホームページが主になりますが、毎年区長会を通じて各地区の区長さんに制度の内容と、まず登録の推進といいますか、空き家の状況を教えてくださいということでお話をさせていただいております。

現状、一番はホームページ、あるいは役場等で置いておるチラシということが主な手段でございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

ホームページをですね、なかなか見る機会がないという方が結構多くてですね。例えば投げ込みをチラシでもいいですけれど、そういう感じでできないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（髙月淳一郎君）

今後につきましてはですね、力を入れるためにも、まず毎月発行しております広報誌を中心に考えていきたいと思います。必要に応じて折込のチラシ等もですね、含めればと考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

町長の答弁の中でですよ、空き家を貸してもらえないと言われたですね。

ただ、今登録件数がですよ、86 件ありますよね、先ほど答弁いただいたんですけれど。その空き家をですよ、先に貸すのに何か問題があったんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）
問題というかですね、向こうが家を見られたり、現地に来られたりしてなかなか契約が成立しない時もありますですね。
例えば、車がない方とか交通状況とか、築何年とかという、それに合致しないとなかなかこういかないときもあります。
○議長（浪瀬真吾君）
3 番議員、構浩光君。
○3 番（構浩光君）
そういう場合はですよ、登録、例えば空き家バンクを登録しとらすですよね、それで△とか○とかされているのですか。
○議長（浪瀬真吾君）
町長。
○町長（岡田伊一郎君）
それはしていませんけれど、築何年とか駅から何分とかというのは通知を出してますですね。
だから、先ほど言いましたように、例えば海が見える所が良いとかというそういう個別な希望もございまして、もっとそういうのを克服できれば広がっていくんじゃないかなと。
非常にこのロケーションをですね、都会から来られる方が重視されるような形になっております。以上でございます。
○議長（浪瀬真吾君）
3 番議員、構浩光君。
○3 番（構浩光君）
近年ですね、新築のアパートが建っています。その反面以前のアパートですね、がかなり空き家となっております。先ほど町長が言われた 22 年頃からですかね、そういう情報を共有しているということですので、できればですよ、そういう空き家バンクとしてですよ、活用する予定はないでしょうか。
○議長（浪瀬真吾君）
町長。
○町長（岡田伊一郎君）
それもですね、そういうアパートも町営住宅も含めて、もしこっちが気に入らなければこっちもありますよと紹介はします。登録があるなしに関わらずですね、空いている状況を調べていますので。
先ほどの充足率、空き家の。総務課長が補足をいたします。総務課長。
○議長（浪瀬真吾君）
町長に代わり総務課長。
○総務課長（髙月淳一郎君）
現在、空き家バンクの登録件は数 86 件と申し上げておりますけれども、ほぼほぼ埋まってしまうのが実情です。
ということで、民間のアパートとか町営住宅とかですね、そういったところを紹介しているとい

うのが実情でございます。

どうしてもですね、需要が供給に追いついて、供給が追いついていないというのがですね、実情でございまして、各地区の区長さんの方にもお願いしまして良い物件がありましたらご連絡くださいということでお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

お試し住宅大迫の宿について利用状況を見たらですね、かなり利用されているのがわかりました。その中でどのような方、世代、若い方、年配者、県内県外、それから一番多く利用されているのはどこの地区か教えてもらえると助かります。

また、大迫の宿についてですよ、宿泊した後にですよ、アンケート等は取られておられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

お試し住宅の件なんでございますけれど、まず県内が 7 人ですね、東京が 6 人、大阪が 3 人、千葉が 3 人、神奈川 4 人、福岡が 4 人、三重県が 2 名、それから香川県 2 件、それから奈良が 1 件、石川、ずっと 1 件ですね、静岡、群馬、熊本、宮崎、愛知。

そういうことで、全国的に広まっているんですけれども、年代別につきましてはですね、10 代未満が 24 人、10 代が 2 名、20 代が 2 名、%ですね、すみません、2 名じゃなくて%ですね、家族で一緒に来られますから。一番多いのがですね、30 代が 28、40 代が 27、50 代から 17 となっていますですね。

大体家族連れで、車で来られないとちょっと不便な場所でございましてですね、だからそういう形で。たぶん全国からおみえになっていると思っております。

アンケートもですね、その都度とっております、満足できましたとか、そういう状況をですね。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

それでは、小中学校の給食の無償化及び保育料の無償化の活用についてですよ、町外・県外への発信とかはどのような考えをされていますでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、民間事業者の方から広告料を頂いて、役場は一切出していませんけれど、子育てガイドブックということで集約して、それをずっと配って、それを今度は口コミでまた皆さんにお知らせをしていただく。SNS でも広まっておりまして。

実は、今新しいアパートが、構議員おっしゃったように、もうほとんど家族連れで移住で満室になっている状況ですね。

だからこの前、長崎新聞もありましたけれども、社会増が少しずつ増えています、うちも間違いなくですね。

だから、赤ちゃんは年間 30 名ちょっとしか生まれていませんが、他所から移住していただく方が、家族連れで今東彼杵町に来ていただいています。これは当然保育料の無償・給食費の無償、この辺が県下初でございますので、その辺もですね。小学校も入学に 3 万円、中学校 7 万円ということで手厚い助成をして、先ほど言いましたように、大学までうちで育てていただければですよ、通学定期も半額とか 40 代以下の方は 15km 以上は月 8000 円、この辺はですね、もうちょっとインパクトのあるお知らせをしてですよ、できれば住んでいただく。そうしたら、空き家バンクもだんだん増えてきたらそこにちょっと改装してでもですね、改修してでも住んでいただければ住宅、この東彼杵町が人口が増えていくのじゃないかなと。

ただ、全体的に見て日本が人口沈みますもんですから、うちだけ突出して増えるというわけにいかない。ただ、緩やかな人口減、そして年齢構成が少しずつ高齢化率が下がってくればですよ、これは何と言いますかね、介護保険料が県下で一番安くなったという原因もたぶんそこにあるんだろうと。皆さん元気で、そして家族一緒に住んでいただけるというのは非常に助かります。長崎県も一応東彼杵町に注目をしておりまして、こういう状況でまたもう一歩進んだ私は考えがございまして、まだ発表できませんけれど、色んな施策を出させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

せっかくですね、県内一の施策は町長がされていますので発信をよくしてもらいたいと思っております。

最後にですね、先ほど商業施設の件で質問した時にですよ、交通の便が良いからということで大村、佐世保、嬉野とありますが、やはりですね商業施設に関してはですよ、高齢者の方からですね、特に東彼杵町にやはり商業施設を持ってきて欲しいという方がたくさんおられます。

その点について回答を、最後の回答いただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど申し上げましたようにですね、今ですね、ちょっと企業の方もそうですけれど、これも決まればまた色んなお店もですね進出ができてもらえると思うんですが、今計画している場所と、そういう使い方によってはですね、進出をしたいという意向もあられる所もありますので、今交渉中というか、こちらから説明して、当然町のどのくらいの誘致といいますか、それにかける熱意というか、その辺も向こうも感じておられますので、どうしてもですね、私も思います、他所に仕事に行った方も帰ってきたら店が閉まってコンビニしか開いていないと、そういう状況でございまして。町政懇談会をするたびに言われておりますので、是非実現したいと思って今ちょっと交渉中でございますので、いずれまた大体決まりそうになったら議会の方に報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）
3 番議員、構浩光君。
○3 番（構浩光君）
町長に期待して、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
○議長（浪瀬真吾君）
以上で、3 番議員、構浩光君の質問を終わります。
昼食のため、暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 57 分）
再　　開（午後 01 時 15 分）

○議長（浪瀬真吾君）
休憩前に戻り、会議を続けます。
次に、5 番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。5 番議員、尾上庄次郎君。
○5 番（尾上庄次郎君）
こんにちは。
先に通告しておりました 3 点につき質問をいたします。
まず第 1 に、社会体育事業の状況とシニアカーの助成について
今、社会体育事業として、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会がありますが、たくさんの年配者がこの大会を楽しみに毎日地域で練習日を設け日々頑張っているのを見ると微笑ましく思えてきますが、駐車場を見てみるとシニアカーが多く、特に山間地の地域での利用が多く集まっているように思えます。
このシニアカーは 1 台あたり約 40 万円以上するらしく、本当に健康を維持、楽しく地域で暮らすためにもシニアカーに助成が必要と思いますので、下記について伺います。
(1) ゲートボール、グラウンドゴルフ大会等は、年何回大会を開催されているのか。
(2) 町内 34 自治会のうち何箇所ぐらい練習場があるのか。
(3) どのくらいの人数がこの社会事業に参加しているのか。
(4) 新港グラウンドでの 1 年間の使用回数と利用者を伺います。
(5) シニアカーの購入に助成はできないのか。
大きな 2 つ目でございます。白井川団地の側壁のくずれについて
白井川団地は、昭和 49 から昭和 52 年にかけて 42 戸の町営住宅が建設され現在に至っております。白井川団地と民家の間に用水路ありますが、その用水路の深さが約 1m20cm あります。側壁は、斜めになっており滑りやすくなっているため、草刈り作業等が困難である。また、大雨とか台風時には法面が崩れる恐れがあります。そこで、下記について伺います。
(1) 管理人からの要望事項はなかったのか。
(2) 団地住民の方で、自治会には何人が入っておられるのか。
(3) 集会場裏の側壁はコンクリートでされていますが、何年前にされているのか。

(4) 側壁は、コンクリートないしアスファルトで綺麗にすることはできないのか。
(5) 白井川住宅から側壁舗装の要望はありますか。
大きな3つ目であります。男性の育児休業についてです。
現在、女性の就業人口は非常に増え、夫婦共働き世代が大半を占めている。そこで、下記について伺います。
(1) 町役場内での男性の育児休業取得者数と取得期間について伺います。
(2) 育児休業を取得するための環境整備の取り組みはどうしているのか。この 2 点について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、尾上議員の質問にお答えをいたします。
まず大きな 1 番目の (1) の質問でございますが、ゲートボール・グラウンドゴルフ協会によりますと、令和5年度実績はゲートボール大会が24回、グラウンドゴルフ大会は15回開催をされております。
次に (2)、町内34自治会にある運動場数でございますが、共同利用を含め19か所あります。そのうちゲートボール場設置の運動場は6か所、蔵本、下三根、菅無田、坂本、中尾・太ノ原、瀬戸でございます。
グランウドゴルフでは8か所、下三根、川内・飯盛、法音寺、太ノ浦、西宿・東宿、瀬戸、平似田、遠目で練習が行われているようでございます。
次に、(3) の参加人数についてお答えをいたします。
ゲートボール協会への登録会員数は53名、グラウンドゴルフ協会は238名となっています。約300名程度の方が競技を楽しまれているようでございます。
次に (4) の新港グラウンドでの 1 年間の使用回数でございますが、新港グラウンドにはゲートボールコートが3面、グラウンドゴルフコートが最大3面取れます。
1年間の使用回数と利用者数でございますが、ゲートボールでは使用回数が12回、利用者数の延べ人数は720名でございます。グラウンドゴルフでは使用回数が532回、利用者数の延べ人数は1万1,347名の状況でございます。
次に (5) のシニアカーの導入助成についてお答えをいたします。
現時点での電動カー、いわゆるシニアカーの購入助成の予定はございません。現在試行運行されている将来的にはデマンド交通も活用していただければと思っているころでございます。
次に、大きな2番目の白井川団地の側壁の崩れについてでございますが、(1) についてお答えいたします。
令和2年度に対策工事を行った以降はコンクリート設置要望は伺っておりません。
次に (2) の団地住民の方からでございますが、令和 6 年 4 月の橋ノ詰の自治会総会資料では、白井川団地41世帯中7世帯となっております。加入率は17.1%でございます。令和2年度におきまして、この (3) でございますが、下水道管の保護及び建築ブロックの転倒防止を目的としてコンクリートを打設しているところでございます。

(4) にお答えをいたします。

現状は入居者の皆様に除草等の管理を行っていただいておりますが、建築ブロックの転倒の予見や維持管理が困難な状況が見受けられますと対策工事も検討をしていかなければならないと思っております。

(5) の白井川住宅からの要望でございますが、令和2年度施工した箇所につきましては要望があり、現地確認をした結果、対策工事が必要と判断したため実施をいたしましたが、他の部分については伺っておりません。

次に大きな3番目の男性の育児休業についてでございますが、まず (1) の役場内での男性の育児休業者数と取得時間についてお答えをいたします。

令和5年度の男性の育児休業取得者は、対象者3名のうち2名となっています。取得率66.7%、取得期間につきましては、1名が12日間、もう1名が5日間でございました。

次に、(2) の環境整備の取り組みはどうかということでございますが、育児休業を取得するための環境整備につきましては、男性職員の育児休業取得を推進するため、全職員に対して、掲示板で育児参加制度産後パパ育休の周知をしているところでございます。

対象者だけではなく、全職員が制度を理解し、取得率を高めたいと考えているところでございます。

また、職員の協力体制が不可欠であることから、係員2名体制や職員定数までの人員確保、代替職員の確保などが重要であると考えているところでございます。

教育委員会部局につきましては、教育長に答弁させます。以上、登壇しての説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒﨑秀人君）

尾上議員の男性の育児休業についてお答えします。

(1) の男性の育児休業取得者数でございますが、教育委員会事務局においては取得者はおりません。学校においては昨年度小学校で1名取得者がおりました。その取得期間は10か月弱ですね、9か月と22日間となっております。

(2) の育児休業を取得するための環境整備の取り組みについてお答えします。

教員の場合は、女性・男性に関係なく本人が取得するかどうか一番悩むのは育児休業を取ることで、子どもや保護者、職場に迷惑をかけないかという不安や心配を抱いてしまうことです。学級担任は特にそうです。

したがいまして、代替者、代わりの先生を配置してもらうように県教委に対して校長具申を付して町教委内申を行います。

それを受けて、県教委から臨時的任用教員が発令され、業務を引き継げるようにしております。

男性の育児休業取得については十分周知はなされております。校長に相談があれば快く受け入れるように進めております。

ただ、最近苦慮している大きな課題は、教員不足により代替者が配置されない事態が生じています。そうなりますと、本人が取得することに不安を感じるようになりますので、できるだけその不安や心配が軽減するように管理職が校内人事の配慮をしたり、組織でフォローできるように職員や

保護者の理解を得る説明、あるいは働きかけを行うよう、慎重に打ち合わせを行っております。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 28 分）
再　　開（午後 1 時 29 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

まず最初に、1 つ目の社会体育事業の状況とシニアカーの助成について（1）の方からちょっと質問をさせていただきたいと思います。

特に、社会体育事業として新港グラウンドでの状況をちょっとお伺いしたんですけれど、本当にたくさんの方がですね、このゲートボールとグラウンドゴルフですね、方が行っていらっしゃると思っております。

この大会にですね、約 1 万人ぐらい、1 万 1000 人の方たちがですね、地域の、東彼杵町の人口を大幅に超えるぐらいの人たちが練習をとか大会なんかでも重ねてしておられる中でですね、特に山手、山間地でですね、先ほど 19 か所ですかね、ゲートボール場 6 か所、グラウンドゴルフ 8 か所あたりの練習場があるということで、しておられる中でですね、本当にシニアカーで来ている人たちが多く見受けられているんですよ。

それで、やはり、元々いらっしゃる、元々東彼杵町に住んでいらっしゃる方たちがそこに生活して、あれで、今余生を楽しんでいるというかですかね、そういったところも含めてですね、シニアカーが本当に増えております。特に免許返納もちょっとあるんでしょうけれど。

そういった中でですね、それを何ていうですかね、先ほど私が言いましたようにシニアカーの助成はできないのか。

特に上に行くとですね、先ほど言ったように、昔、昔の、かなり今もう年配者になっておられるんですけれど、そういった人たちがですね、今、東彼杵町は、今、先ほど午前中に構議員が質問された中でですね、定住人口の人口の増加ということで、色んなされた中で、本当にこれを進めていってもらってですね、ちょうどうちの親戚筋が千綿に居るんですよ、そういった中で、本当に、大村に住んでいてどこか住む所がないかということで相談を受けてですね、本当に相談に来られた時にですね、新しい家とか土地の条件とか、子どもに対する考え方とか、本当に素晴らしいものがあるということで、今、今年入ってから東彼杵町に住んでいるんですけれど。

そういった中、本当に東彼杵町は今素晴らしい、日本でも 1、2・3 番とか、そういった状況に今なりつつあると私は思っています。

そういった中で、そういうゲートボールとか何かで練習されている方がですね、以前から住んでいるのに、ちょっと東彼杵町は年配者に対して補助がないって、もうちょっとこう「なんとかして

くれんか」と、そういう声がよく聞かれるんですね。

そこも含めてですよ、そういったシニアカーあたりにいくらかでも補助すると、そういった気持ちはないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

シニアカーはですね、充実させるためには、まず歩道とかですよ、道路の整備の環境が先にならなければ非常に危険なんですよ。

うちは本当にシニアカーが走る道路というか、側道というか、そういうのがちょっと整備がまだ不便で、不整備でですね、非常に凹凸もあったりして、ちょっと町が率先して今補助を出して進めるわけにはいかない。環境整備が十分でないというところもあります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

もう、今の状況でもですよ、極端に悪い所、練習場あたりもちょっと道横にあって、結構今の時点で、特に悪いといった所はないとは思うんですけれど、特に危険性があるといった所は、どこか感じておられる所があるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

シニアカーというのがですよ、もうできれば歩行者として捉えて、道路交通法上ですよ。

だから、そこの整備が行き届かないのに道路側に入ってきても、町道がそう広くもないし、非常に危ないという意見もあるんですよ。都会みたいに歩道が 2m も 4m もある所なら整備を急がなくちゃいけませんけどですね。

だから、そういう環境整備がまだ行き届いてないのに、先にこちらで補助を出してそういう推進をするというのはいかがなものかと私は考えておりますので、できればこのデマンド交通とか、もしどうしてもという時はタクシーですね、そういうのを利用されても結構だと思っているところでございますので、もうちょっとしばらくこの道路の状況ですかね、本当にうちの町道は路側帯からもそう幅も有効幅もございませんし、歩道も整備されていない所ではですね、非常に厳しいかなと考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

今のところ、町長はシニアカーに対してまだ今のところ考えておらず、道路環境をします、先に整備するということでありますので、次にいかさせていただきます。

大きな 2 番目に、白井川団地の側溝の崩れということについてですけれど、最初にですね、令和 2 年に修理をされる所が白井川住宅の裏の方でちょっとあったんですけれど、それはもうよくされておりました。

それで、何回かこの白井川住宅の関連について質問してですね、もう本当にすぐ要望事項を聞いて、屋根の修理とか草の除去とかそういったところも即ですね、実行されておりました中でですね、ちょうど反対側、住宅に向かって民間の家が何軒かあるですね。ちょうどそこが、昔は赤線と言いよったですけれど、里道と言われる所なんですけれど、そこが、ちょうど1m20㎝ぐらい、V字の状態でなっているんですよ。

それで、そこに入っている方たちはですね、先ほど聞いたように、自治会にですね、何人だったですかね、自治会に入っておられる方が本当に少なくですね、その方たちが今、側溝の崩れる所を刈っておられるんですよ。

それで、自治会に入っている方とか、役場の方たちが掃除をするとにはよかですけれど、作業をしている方がですね、なんも入っとらん形で、年配者なんですね。そいけん、どうしてもそこを早急にどがんかせんばいかんと私は思っているのですけれど、建設課長はそこ見られておられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

現場の方は拝見させていただいております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

そこを見てどう思われましたか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

私が確認をした時には、住民の皆さんで除草作業をしていただいて、綺麗な状態の所しか見ていないところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

除草作業、ちょうど後ろの方に集会所があるんですね。そこまでは綺麗にしているんですよ。そこから、本当少ない距離なんですけれど、普通の方たちがですね、もう自治会に入ってない方がよくされるもんで、どうしても、ちょうどされている時にですね、私も行って聞いたんですけれど、

その方たちがですね、「どがんかしてくいろ」と、もう本当にしれたもんですよ、その舗装する場所がですね。もう入り込んだらですね、完全に怪我をしてしまいます。滑る、このＶ字型になっているもんでですね、鎌とかで草を刈る時にですね。またもう一度ですね、見に行ってほしいと思っていますけれど。

そこの辺りで、今、私も建設課は今本当によくされていると思っております。行ったらすぐ、農道とかなんかもよくしてもらってですね、感謝いたしております。

是非ともですね、またもう一度ですね、そこの側壁、住宅の側壁、もう一度ご検討、お願いいたします。町長、そこのあたり、よろしく一言お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これが、今、住宅の管理人さんも指定しておりますので、協議をしてですよ、このブロックの転倒とかいろいろ予見された時にはもう当然、町が工事をしなければいけませんので、また住宅の方でちょっと協議をさせてください。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

特に白井川住宅についてはですね、もう案外そこの側壁の崩れだけで、おそらくもう十分じゃないかなと私は思っているんですけれど、よく本当頑張ってしてもらって、してもらったなと思って感謝いたしております。

それから大きな 3 つ目に入ります。男性の育児休業についてです。

先ほど、役場職員内でのですね、令和 5 年度に 3 人の方が取得されたということで聞いているんですけれど、2 名の方が取得されたということで聞いておるんですけれど、もう 1 人の方は、何か望んでされなかったのでしょうか、何か仕事とかの関係で。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、こちらからしてくださいではなくて申告制でございますので、本人、1 例は自分で判断して取得をされなかったと私は考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

特に、他の地域でも特にこういった、今、男性育児休業ということでよく言われるんですけれど、何と言うんですかね、なかなか表立ってぱっと今度あれで取りますよとか、なかなか言いにくい面があると思うんですけれど、先ほど町長の方からも会議の中でですね、そういったことを徹底して話をしながら進めているということで言われたんですけれど、本当に東彼杵町のあれではそういった機会をですね、機会をうまく活用してですね、こういった皆さんが代替の休職とか、いろいろあると思うんですけれど、そういったことを取られるようですね、どんどん進めていってほしいと思

っています。

そして、特に学校の先生方が何か今のところ誰もいなくて、学校内でのそれが小学校で１人という形で今言われたんですけれど、特に学校の先生方、先生方では、全然なかったと言われたんですけれど、何と言うんですかね、年代的にやはり少なかったんですかね、取るっていうようなあれが。何と言うんですかね、学校内での職員の方が１人ということで、取られたということで今伺ったんですけれど、その先生方では、その候補と言うんですかね、この人は取ってもいいんじゃないかなという方はいらっしゃらなかったんですか、先生方で。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒﨑秀人君）

昨年度ですね、対象と言いますか、3歳児未満のお子様がいらっしゃる男性教諭は3人おりまして、そのうち1人、小学校で1人取られたということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

特にですね、今から、今働く人たちは、何と言うんですかね、業務の効率とか精神的にいろいろ、いろいろあると思いますけれど、やはり皆さんたちがその学校内とか職場内とかで協力し合ってですよ、やはりなるだけ休みなさいとか仲間意識もいろいろあると思うんですけれど、そういう、そういった指導をですね、今後、先ほど町長が言われたように、機会を含めてですよ、増やしていって、なるだけ取らせるようにですね、していってほしいと思っています。最後に町長、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、男性公務員、公務員ですね、取得率で令和3年度が地方公務員は19.5％、国家公務員は34.0％なんですよ。令和4年度も若干地方公務員も上がりまして31.8％、国家公務員が43.9％。なぜかと言いますとですね、地方公務員は人員が少ないんですね。大きな部署は、例えば1係に3名ぐらい、市もそうですけれど。うちの役場は1人で三つの仕事を、係分をこなさくちゃいけないから非常に、何と言いますかね、補充というか自分自分で判断されてですよ、これはちょっと取りにくい環境にあったのかなと私も反省はしていますが。そうかといって、職員数を膨大に増やすわけにもいきません。これはもう地方の財政力もございますからですね。

だから今後は、東彼杵町役場も掲示板に総務課長が既にもう出していますので、育児休暇を取得してくださいよというのを出しているんですよ。だからなんとか休んでくださいと言って、あとまた仕事の、人間が足りなければ他の職員をですね、臨時で採用してでも私は進めていかなければならないと思っていますので。

今後、そういう対象者が現れましたらですね、そういう形で進めますので、よろしくお願いいたします。

なんと言ってもネックがその職員数でございますので、たぶん取る方もですよ、取得する方も迷

惑かけちゃいかんとか、そういう先回りしてお考えになっているのかなと私は考えているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

本当に、今町長が言われたとおりですね、みんな雰囲気づくりとか、何と言うんですかね、心配りとか、そういったことも含めてですね、よろしくお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、5番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散　　会（午後1時49分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議　　長　　浪瀬　真吾

署名議員　　吉永　秀俊

署名議員　　尾上　庄次郎